

ものづくり 魅力向上助成金

募集案内



令和8年度主な改正点

- ① 申請回数を年2回まで可能としました。
- ② 夜間照明の設置等に関する助成区分を新設しました。
- ③ 夜間照明の設置等の経費区分に、外注・委託費及び光熱水費を追加しました。

事前相談実施期間

2027年 **1月15日(金)** 午後5時まで

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります

申請書類の提出期間

2027年 **1月29日(金)** 午後5時まで

※2回申請する場合【第1回申請】2026年 **9月30日(水)** 午後5時まで

指定様式等のダウンロード



横浜市 ものづくり魅力向上助成金



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>

申請先及び お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課 (ものづくり魅力向上助成金担当)

TEL: 045-671-3490 (平日 9:00~17:00) ※昼時間(12:00~13:00)を除く

E-mail: ke-mono@city.yokohama.lg.jp

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜役所 31 階

◆ご注意ください!◆

期限までにすべての必要書類が提出されない場合は、申請を受付けられません。

目次

目次	1
1 目的	2
2 助成対象者の要件	2
3 助成対象事業	3
4 助成対象経費	4
(1) ものづくり魅力発信、人材育成助成.....	4
(2) 工業地域等課題解決助成（事業内容ごとに対象経費が異なります。）	4
5 助成対象外となる経費	6
6 助成率及び助成限度額	6
7 手続きの流れ	7
8 事前相談	8
9 助成金交付申請	8
(1) 申請期限	8
(2) 申請方法	8
(3) 申請書 収支予算計画記載例（人材育成のための研修、勉強会開催事業の例）	9
(4) 提出書類	10
10 実績報告	11
(1) 申請期限	11
(2) 申請方法	11
(3) 提出書類（助成対象連携事業者、地域工業会等共通）	11
11 注意事項.....	13
12 用語の定義	13
13 お問合せ先	14

1 目的

市内中小製造業者のものづくりに対する住民理解促進、人材育成及びものづくりの魅力発信のための取組や工業地域が抱える課題解決に向けた取組に対して、その経費の一部を助成することにより、ものづくりや工業地域の魅力向上、さらには地域間の連携や活性化に寄与することを目的とします。

2 助成対象者の要件

次の（１）または（２）のいずれか及び（３）である必要があります。

- （１）横浜市内に１年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所（研究部門））を置く中小製造業者３人以上で連携して事業を行う者であること。（以下「**助成対象連携事業者**」という。）（みなし大企業を除く）
- （２）「一般社団法人横浜市工業会連合会の会員となっている地域工業会」または「一般社団法人横浜市工業会連合会横浜青年経営者会」であること。（以下「**地域工業会等**」という。）
- （３）横浜市が実施する「脱炭素取組宣言」を行っていること。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります

- ・ 助成対象連携事業者の構成員のうち 2 分の 1 以上が、本助成金の交付を申請する他の団体の構成員となっている場合
- ・ 申請年度に本助成金の交付を受けたもの
- ・ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市第51号。以下「**暴排条例**」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの
- ・ 法人にあつては代表者又は役員が暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- ・ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- ・ 個人事業主にあつては、個人事業主が暴力団員に該当するもの
- ・ 申請者が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がある場合
- ・ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるもの

3 助成対象事業

助成対象者が**主催**し、**横浜市内で行う事業**かつ自主的な**非営利の事業**で、次の表のいずれかに該当する事業であること。

助成対象事業	
ものづくり魅力発信、人材育成助成	・ものづくりや地場産業に対する住民等の理解促進又は魅力発信に資する事業 (例：オープンファクトリー、ワークショップ、地場産業紹介イベント) ・小・中学校、高等学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業 (例：出前講座、小中学生向け職業体験) ・ものづくり魅力発信のための動画作成 ・人材育成のための研修、勉強会開催事業
工業地域等課題解決助成 ※	・工業団地内の夜間照明の設置等 ・不法投棄防止のための花植え、植栽活動 ・道路渋滞解決のための交通量調査 ・防災に関する啓発物作成

※工業地域等課題解決助成は、「2 助成対象者の要件」の(2)に定める地域工業会等のみが対象です。

【助成対象外となる事業】

次のいずれかに該当する事業は助成対象外となります。

- ・公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業
- ・事業の全てを委託する事業
- ・政治活動又は宗教活動に関する事業
- ・申請者の利益追求を主たる目的とする事業
- ・自社製品、サービスなどを販売・広報する事業
- ・参加者から料金等を徴し、利益を求める事業
- ・同一又は一連の事業において本市、国、都道府県及びその他地方公共団体等からの他の補助・助成制度を利用した事業
- ・本市が財政的支援を実施している事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

4 助成対象経費

次の（１）、（２）の表にある経費のうち、実績報告の日までに契約、取得、実施等及び支払が全て完了したもの。

（１）ものづくり魅力発信、人材育成助成

経費区分	適 用	備考
報償費	講師等への謝金、出演料等	事業に見合った講師料であること。
旅費	講師等の交通費	申請者の視察等の旅費は対象外
消耗品費	周知等に必要チラシ類の用紙代、材料代、案内看板等の製作費、イベント来場者に無料で配布する記念品等（チラシ等であらかじめ周知してあるもの）、スタッフ用被服費	事業に見合った数量であること。事務用品等の汎用的な消耗品は対象外
印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
広告料	新聞折り込み費用等	事業に見合った数量であること。
保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
委託料	会場設営委託料、会場警備委託料等 動画作成委託費、パンフレット等の作成委託費	
使用料及び賃借料	会場使用料（小間代）、賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等	

（２）工業地域等課題解決助成（事業内容ごとに対象経費が異なります。）

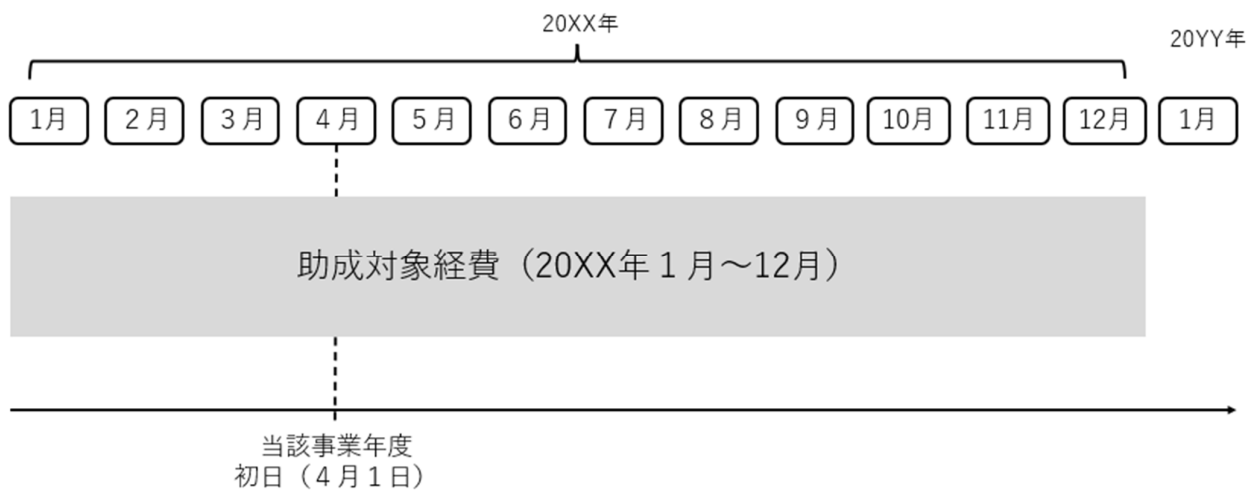
事業内容	経費区分	適 用
夜間照明の設置等	設備費	夜間照明として利用されるもの （予備的に備えるものは含まない）
	設置費	夜間照明の設置に係るもの（申請者による設置費は対象外）
	外注・委託費	設置にあたり、専門的知識を有する者による調査等にかかる委託費
	光熱水費	防犯灯に係る電気料金 （当該事業年度の初日の属する年の１月分から１２月分の経費を対象とする。）
花植え、植栽活動	購入費	土壌、樹木及び花き等の購入費
	その他	植栽地の見切材や柵等の整備費、清掃費等その他に必要とされる経費のうち市長が認めるもの
道路渋滞解決のための交通量調査	外注・委託費	調査等にかかる委託費
	その他	その他調査費に必要とされる経費のうち市長が認めるもの
防災に関する啓発物作成	外注・委託費	パンフレット等作成にかかる委託費及び印刷費
	その他	その他啓発物作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの

（備考）１ 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費が対象です。

２ 備品や音響機材等を購入する費用は対象外です。

３ 申請者の自社製品、サービス、人件費に対する費用は除きます。

(参考) 防犯灯に係る電気料金の対象経費の考え方



5 助成対象外となる経費

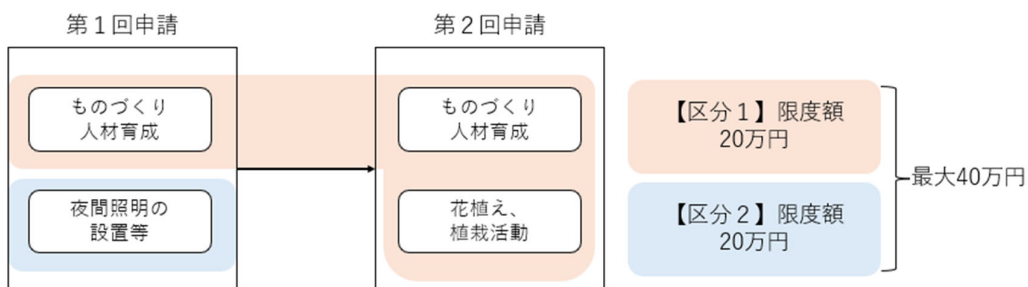
以下の経費は助成対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税相当額ならびに振込手数料
- ・購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- ・贈与又は転売を目的とするもの
- ・販売、返品若しくは有償レンタルを目的とした製品又は商品等の購入費
- ・予備的、将来に備えるためのもの
- ・支払先が、助成対象連携事業者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- ・支払先が、助成対象連携事業者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等であるもの
- ・支払先が、助成対象連携事業者の構成員である場合
- ・支払先が、事業を営んでいない個人であるもの
- ・助成対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払いの区別が難しいもの
- ・その他市長が適当でないと認める経費

6 助成率及び助成限度額

	助成対象事業	助成率及び助成限度額
区分1	ものづくり魅力発信や人材育成	補助率 1/2 上限20万円
	花植え、植栽活動	
	道路渋滞解決のための交通量調査	
	防災に関する啓発物作成	
区分2	夜間照明の設置等	補助率 1/2 上限20万円

(参考) 申請例と限度額



※本助成金の交付を受けることができる回数は1年度において2回までです。

7 手続きの流れ

事前相談の実施 (申請書を提出する前)

① 電話、メール等により担当まで連絡をお願いします。事業の概要、実施時期等をご説明いただき、要件を確認します。＜随時＞

【事前相談期限】 2027年1月15日（金）午後5時

助成金交付申請 (事業を開始する前に)

② 交付申請書等を提出します。

申請は、電子申請システムにより行います。本助成金ホームページからアクセスして申請をして下さい。

【申請期限】 2027年1月29日（金）午後5時

※ 2回申請する場合

【第1回申請期限】 2026年9月30日（水）午後5時

交付決定通知の受領

③ 交付決定の通知（申請書受理後2週間程度）

書類の審査後、交付または不交付の決定通知をお送りします。

事業実施

④ 事業を実施（実績報告書提出期限の前日まで）

実績報告

⑤ 事業実施後、支払いを完了させ、実績報告書等を提出します。申請は、電子申請システムにより行います。本助成金ホームページからアクセスして申請をして下さい。

【提出期限】

**事業完了の日から起算して 60 日以内または
2027年3月15日（月）までのいずれか早い日まで**

交付額確定通知の受領

⑥ 経済局より、交付額確定通知を受け取ります。
（⑦で必要な請求書も同封します。）

助成金の受領

⑦ 請求書を提出し、助成金を受領します。

8 事前相談

まずは、次の連絡先まで電話またはメールにてご連絡ください。担当よりご連絡しますので、事業の概要、実施時期等をご説明いただき、要件を確認します。

【事前相談期限】

2027年1月15日(金)午後5時まで

【連絡先】

横浜市経済局ものづくり支援課 ものづくり魅力向上助成金担当

(電 話) 045-671-3490

(メール) ke-mono@city.yokohama.lg.jp

9 助成金交付申請

事業を開始する前日までに提出が必要です。

※審査には、**申請書受理後2週間程度**要するため、余裕をもってご申請願います。

※夜間照明の設置等にかかる光熱水費については、当該事業年度の初日の属する年の1月分から12月分の経費を対象とします。

(1) 申請期限

2027年1月29日(金) 午後5時まで

※2回申請する場合、第1回申請は**2026年9月30(水) 午後5時まで**

※予算額に達した場合は、申請期間前に募集を終了することがあります。

(2) 申請方法

本助成金ホームページから必要書類をダウンロードし、申請してください。

< <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html> >



(注意事項)

申請は先着順に受付けます。ただし、書類不備の場合は、申請を受付けません。

申請までに横浜市が実施する「脱炭素取組宣言」を実施する必要があります。

(3) 申請書 収支予算計画記載例（人材育成のための研修、勉強会開催事業の例）

複数事業を申請する場合は、事業ごとに作成願います。

3 収支予算計画【人材育成のための研修、勉強会開催事業】

収入	経費区分	金額（税抜）	
	本助成金（ア）	200,000 円	
	自己資金	200,000 円	
	その他	60,000 円	セミナーやイベントの参加者からの会費などの事業の収入がある場合は、「その他」欄に記載願います。 セミナー参加者からの会費 【内訳】 ・第1回：20,000円（1,000円×20名） ・第2回：20,000円（1,000円×20名） ・第3回：20,000円（1,000円×20名）
	合計	460,000 円	
支出	経費区分	助成対象経費（税抜）	積算根拠
	報償費	100,000 円	〇〇セミナー講師謝金
	報償費	100,000 円	〇〇セミナー講師謝金
	報償費	100,000 円	〇〇セミナー講師謝金
	報償費	100,000 円	〇〇セミナー講師謝金
	報償費	50,000 円	〇〇セミナー講師謝金
	事務用品費（対象外経費）	10,000 円	セミナー時使用事務用品費
	助成対象経費合計（イ）	450,000 円	
	助成金算出（ウ）	225,000円	
	交付申請額（エ）	200,000 円	

注1) 「本助成金の金額欄（ア）」と「交付申請額の合計欄」でください。

注2) 「助成対象経費合計（イ）」は、対象経費の合計です。

注3) 「助成金算出（ウ）」は、助成対象経費合計の1/2を乗じた金額です。

注4) 「助成金申請額（エ）」は「助成金算出（ウ）」又は20万円以内のうち、いずれか少ない額を千円未満切捨てし、記入してください。

事業実施に伴う対象外経費がある場合は、対象外経費と分かるように記載願います。（支出は、対象外経費を含む事業実施に要する予定の費用全額を記載願います。）

(4) 提出書類

・助成対象連携事業者の場合（３者以上の中小製造業者）

提出書類	チェック
(1) ものづくり魅力向上助成金交付申請書（第１号様式）	
(2) 代表申請者の役員等氏名一覧表（第２号様式）	
(3) 代表申請者の発行から３か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書）等の写し 個人事業主の場合は市内で事業を行っていることがわかる書類（青色申告書等）	
(4) 代表申請者の定款、規約又は会則等の写し	
(5) 全ての構成員の概要がわかる書類（パンフレット又は会社案内等）	
(6) 代表申請者の発行から３か月以内の直近１年分の法人市民税納税証明書の写し 個人事業主の場合は個人の納税証明書	
(7) 助成対象経費の金額が確認できる書類 （見積書、料金表、パンフレット等）	
(8) 事業概要が分かる書類（チラシ等または別に作成した事業概要書）	
(9) 横浜市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類（確認書、宣言書、宣言事業者一覧等）	
(10) その他市長が必要と認める書類	

・地域工業会等での申請の場合

提出書類	チェック
(1) ものづくり魅力向上助成金交付申請書（第１号様式）	
(2) 団体の定款、規約又は会則等の写し	
(3) 助成対象経費の金額が確認できる書類 （見積書、料金表、パンフレット等）	
(4) 事業概要が分かる書類（チラシ等または別に作成した事業概要書）	
(5) 横浜市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類（確認書、宣言書、宣言事業者一覧等）	
(6) その他市長が必要と認める書類	

10 実績報告

(1) 申請期限

事業完了の日から起算して 60 日以内又は2027年3月15日（月）までのいずれか早い日まで

(2) 申請方法

本助成金ホームページから必要書類をダウンロードし、申請してください。

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>>



(注意事項)

書類不備の場合は、助成金を交付しません。

(3) 提出書類（助成対象連携事業者、地域工業会等共通）

提出書類	チェック
(1) 実績報告書（第10号様式）	
(2) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し（内訳のわかる領収書等又は振込が証明できる預金通帳の写し等及び請求書等） ※請求書のみは不可。ネットバンキングの取引状況紹介等の場合は、「実施済」等の記載がある画面、または振込日より後の日付で照会をかけた画面の写しが必要。	
(3) 事業の実施状況を撮影した写真又は成果品等の写真等	
(4) その他市長が必要と認める書類	

(4) 実績報告書 収支決算記載例（人材育成のための研修、勉強会開催事業の例）

複数事業を申請する場合は、事業ごとに作成願います。

3 収支決算【人材育成のための研修、勉強会開催事業】

収入	経費区分	金額（税抜）	セミナーやイベントの参加者からの会費などの事業の収入がある場合は、参加実績とあわせて「その他」欄に記載願います。 セミナー参加者からの会費 【内訳】 ・第1回：10,000円（1,000円×10名） ・第2回：10,000円（1,000円×10名） ・第3回：10,000円（1,000円×10名）
	本助成金（ア）	200,000円	
	自己資金	200,000円	
	その他	30,000円	
	合計	430,000円	
支出	経費区分	助成対象経費（税抜）	積算根拠
	報償費	100,000円	
	報償費	100,000円	
	報償費	100,000円	
	報償費	100,000円	
	報償費	25,000円	
	事務用品費（対象外経費）	5,000円	
	助成対象経費合計（イ）	425,000円	
	助成金算出（ウ）	212,500円	
	交付申請額（エ）	200,000円	

注1)「本助成金の金額欄（ア）」と「交付申請額の合計」を記入してください。

注2)「助成対象経費合計（イ）」は、対象経費の合計です。

注3)「助成金算出（ウ）」は、助成対象経費合計の1/2を乗じた金額です。

注4)「助成金申請額（エ）」は「助成金算出（ウ）」又は交付決定通知書の金額のうち、いずれか少ない額を千円未満切捨てし、記入してください。

11 注意事項

- (1) 助成対象となる事業、経費等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。ただし、対象要件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長による承認が受けられない場合があります。
- (2) 交付申請書に記載された交付申請額を上限として交付額を決定しますので、申請後に助成対象となる事業費の増額はできません。
- (3) 助成金の交付後に、次のいずれかに該当するとして交付決定が取り消されたときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ア 助成金の交付条件に違反したとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - ウ 助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (4) 申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保管しなければなりません。
- (5) 横浜市は、本助成金の交付を受けた者の名称及びその内容を公表する場合があります。

12 用語の定義

- (1) 中小製造業者
中小企業者であり、かつ、その主たる事業が日本標準産業分類の「大分類 E-製造業」に該当する業種をいう。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 中小企業者
中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者であること。
- (3) みなし大企業
 - ア 一つの大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有又は出資されている中小企業者
 - イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資されている中小企業者
 - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

【参考】中小企業者の定義

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

13 申請・お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課 ものづくり魅力向上助成金担当

（電 話） 045-671-3490

（メール） ke-mono@city.yokohama.lg.jp

（F A X） 045-664-4867

（住 所） 〒231-0015 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階